

別表十(二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区域の名称	1		損 金 算 入 額	所得金額仮計又は 連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の 二「34の①」)	4	円
指定特定事業法人 としての指定を受けた日	2	平 . . .	の	軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち 規制の特例措置等の適用を 受けて行われる事業の内容	3		計 算	損 金 算 入 額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指 定 の 取 消 日	8	平 . . .	指 定 を 取 り 消 さ れ た 場 合 の 益 金 算 入 額 (10)の合計	9	円
適算 入 対 象 年 度 に お い て 損 金 の 計 算 に	事 業	「7」欄	は 連 結 事 業 年 度	損 金 算 入 額	
	国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」 ② 「区分番号」欄：「00352」 ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額				
	平	・	・		
	平	・	・		
	平	・	・		
	平	・	・		
	合	計			